

総務委員会会議録

日時 令和5年12月13日(水) 開会時間 午前 9時59分
閉会時間 午後 1時43分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 渡辺 淳也 望月 大輔
清水喜美男 杉山 肇 飯島 修 久嶋 成美

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員長 高橋 英尚 警察本部長 小柳津 明
警務部長 平山 大典 刑事部長 本田 誠一 生活安全部長 瀬戸 良広
交通部長 和田 弘記 警備部長 相模 稔 首席監察官 平井 親一
警察学校長 手塚 泰司 総務室長 今橋 敦 警務部参事官 進藤 明
警備部参事官 岡部 正彦 生活安全部参事官 金丸 芳仁 交通部参事官 齊藤 武彦
刑事部参事官 石部 和久 警務部次長 一瀬 健 総務室次長 佐藤 隆
会計課長 田村 和哉 交通規制課長 手塚 芳仁

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子
人口減少危機対策本部事務局次長 中村 直樹
人口減少危機対策企画グループ人口減少危機対策監 長田 芳樹
人口減少調査研究グループ人口減少調査監 中嶋 正樹
知事政策局理事 (知事政策局次長事務取扱) 中澤 一郎
地域ブランド・広聴広報統括官 (知事政策局次長・秘書課長事務取扱) 小林 徹
知事政策補佐官 渡辺 和彦
知事政策局次長 (富士山登山鉄道推進監事務取扱) 和泉 正剛
知事政策局技監 深澤 修一 政策企画グループ政策参事 三科 隆人
地域ブランド推進グループ地域ブランド推進監 勝俣 秀文
広聴広報グループ広聴広報監 有須田 遙華 国際戦略グループ国際戦略監 羽田 勝也
リニア未来創造・推進グループリニア未来創造・推進監 鎌田 秀一
DX・情報政策推進統括官 齊藤 武彦
DX・情報政策推進統括官参事 (情報政策推進監事務取扱) 村上 宏之
DX推進監 矢崎 孝

県民生活部長 上野 良人
県民生活部次長（男女共同参画・共生社会推進統括官次長兼職） 山岸 ゆり
県民生活総務課長 金子 哲也 パスポート室長 坂本 久美
北富士演習場対策課長 佐藤 納彦 統計調査課長 入倉 由紀子
県民生活安全課長 相原 靖志 私学・科学振興課長 武井 紀人
交通政策課長 渡辺 正尚
男女共同参画・共生社会推進統括官 古澤 善彦
男女共同参画・共生社会推進監 宮下 つかさ 外国人活躍推進監 小宮山 嘉隆

総務部長 関口 龍海 総務部次長（人事課長事務取扱）小澤 清孝
総務部次長 安藤 明範
職員厚生課長 望月 明男 財政課長 行村 真生
税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 三井 幸治 庁舎管理室長 今井 康善
行政経営管理課長 岩間 勝宏 市町村課長 栗田 研二
防災局長 細田 孝 防災局次長 小林 靖
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 渡辺 一秀
防災危機管理課長 伊藤 公仁 消防保安課長 望月 勝一
会計管理者 百瀬 友輝 出納局次長（会計課長事務取扱） 望月 等
管理課長 中村 弘 工事検査課長 松村 隆美
人事委員会事務局長 前島 斉 人事委員会事務局次長 後藤 恵里子
代表監査委員 小林 厚 監査委員事務局長 内藤 卓也
監査委員事務局次長 鈴木 孝二
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 津田 裕美

議題（付託案件）

- 第 79 号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び
期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件
- 第 80 号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第 81 号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関
する条例中改正の件
- 第 83 号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等
に関する条例中改正の件
- 第 84 号 山梨県職員給与条例等中改正の件
- 第 86 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額
及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正
中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第 88 号 令和5年度山梨県集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 第 98 号 当せん金付証票発売の件

請願第5-8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5-8号については継続審査すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、人口減少危機対策本部事務局・知事政策局・DX・情報政策推進統括官・県民生活部・男女共同参画・共生社会推進統括官、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時17分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前10時29分から午前11時まで人口減少危機対策本部事務局・知事政策局・DX・情報政策推進統括官・県民生活部・男女共同参画・共生社会推進統括官関係の審査を行い、休憩をはさみ、最後に、午前11時15分から午前11時58分まで、途中休憩をはさみ、午後1時28分から午後1時40分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部

※第 83 号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 86 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(飲酒運転について)

清水委員 飲酒運転に関する人身事故について、前回の委員会で内容を分析して公表することによって、具体的な活動につながるのではないかという提案をさせていただいたところ、迅速に動いていただいたと伺っております。今日はその件について何点かお尋ねいたします。

ドライバーの年齢別、職業別、地域別などの属性による分析データに基づいて、これからの活動に結びつけようと思います。その内容をホームページで公開したと伺っておりますが、実際に公開した日と、どのような内容で公開になったのかという、その2点についてお尋ねいたします。

齊藤交通部参事官 飲酒運転で検挙されたドライバーの属性や動機などを分析したデータについては、11月24日午後0時から、県警察のホームページで閲覧可能となっております。

公開したデータの内容につきましては、令和元年1月から令和5年9月までの間において検挙された述べ1,231人について、年齢、性別、職業、動機、飲酒先の5項目を公開しております。

清水委員

活動はこれからが勝負だと思うんです。こうした属性に基づくデータを公開したら、その公開したデータに基づいてどう活動を結びつけるかということがポイントになると思います。そのため、周知させるために、これまでどのような取組をされてきたのかお尋ねいたします。

齊藤交通部参事官 飲酒運転で検挙されたドライバーの属性などを分析したデータにつきましては、県警察の定例記者会見で報道機関に広報し、新聞やテレビなどにおいて大きく取り上げられております。

また、従業員に対し安全運転などを指導する安全運転管理者選任事業所で構成された安全運転管理者協議会などには、公開している分析結果を安全運転指導に活用いただくように依頼するとともに、警察署などにおいては、分析の結果、検挙されたドライバーに多かった職業の事業所などに対し、交通安全指導を行っています。

加えて、県警ホームページにおいて、飲酒運転関連のバナーにタイトルを設け、検索しやすいように配置しております。

清水委員 11月24日に公開して、5項目の属性分類ということですが、今日まで、実際、県警で具体的に指導した事例、あるいは企業がそのデータを受け取ってから具体的に活動に結びつけた事例などがありましたら御紹介ください。

齊藤交通部参事官 データの公開後、飲酒運転で検挙されたドライバーの分析データを基に警察官が事業所に赴いて指導を行った件数は、昨日までに3件であり、メディアに報道されたものもあります。

また、公開後、11月末までの7日間で、本分析結果に85件のアクセスがありました。甲府市内のある企業においては、事業所の安全運転管理者が公開されたデータを活用し、独自に社員教育に活用したケースを承知しております。

県警察といたしましては、今後も公開したデータを広く県民の方に活用していただくための周知に努めるとともに、検挙件数の多い業種を中心に個別指導に努めていくこととしております。

清水委員 具体的な事例展開をされており、今のお話で、非常に志が高い企業は既に独自で活動を進めているということですが、そういう企業をモデル企業として横展開していくことは、とても有効だと思いますので、ぜひその辺も重点を置いて推進をお願いしたいと思います。

(飲酒運転について)

望月(大)委員 清水委員からの質問に少し重複をしていますが、飲酒運転についてお伺いします。

山梨県は全国的にワースト1位、2位ということで、その現状を承知はしております。

今、検挙数等のお話を聞いたのですが、そもそも検問などの実施状況について、現状を踏まえてどのように強化をされているのか、あるいはこれまでどのようにしてきたのかをお伺いしたいと思います。

齊藤交通部参事官 県警察では、人口10万人当たりの飲酒運転による人身交通事故件数が全国ワーストワンとなったことを受け、本年7月以降、飲酒運転対策に力を入れ、曜日や時間、場所を固定しないランダムな検問やパトロールを実施してまいりました。

これらによる検挙数は、本年11月末時点182人で、昨年同期比プラス36人です。令和3年同期比ではプラス95人、令和2年同期比ではプラス117人で、過去3年間では検問等による飲酒取締り件数は年々増加しております。

また、こうした検問等による取締り件数に飲酒運転事故を起こして検挙された件数を加えると、本年11月末時点で299件であり、この検挙数は、人口比では全国トップクラスにあると伺っております。

望月(大)委員 効果が出ていると理解をいたしました。

全国的にトップクラスと今言われていたんですが、検問の回数自体はかなり増やしているという理解でよろしいでしょうか。

齊藤交通部参事官 検挙数の向上に努めてまいりました。これに伴いまして、警察署を中心として検問に力を入れており、結果としてこのような検挙件数につながっていると理解しております。

望月（大）委員 。12月は忘年会の時期でもありますので、さらに強化が必要だと感じながらの質問でありました。実際の検挙数もですが、抑止にもつながると思いますので、ぜひワーストから飛び抜けられるように、今後とも強化していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官関係

※第 86 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（DVに関する相談について）

清水委員 11月9日に、この総務委員会で男女共同参画推進センターを訪問して、いろいろ調査をさせていただきました。その中で、様々な相談を受けているという話があったのですが、中でも、今、社会的に非常に大きな問題になっておりますDVに関する相談が非常に大きな課題だと、私は認識しております。

このDVについては、女性相談所でも扱っていると聞いておりますが、女性相談所での扱いも含めて、最近の相談件数で、どんな推移かをお尋ねしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 令和4年度は1,117件、令和3年度は1,241件、そして、令和2年度は1,607件でございました。

清水委員 コロナの影響でDV被害が増加しているということは、ニュースでよく聞く話なんですけど、DVはその内容から言って、とても親しい間柄で発生する事案だということから、被害が潜在化する、表に出てこないということが大きな課題と思います。

表に出てこないということは、相談につながらないということだと思うんですが、こうした潜在化する事案に対して、どのように県としてアプローチをかけていくのか。これは非常に難しいテーマであるけれども、重要な課題だと思いますので、その辺の見解を伺いたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 委員御指摘のとおり、県が令和2年度に実施いたしました県民意識調査では、DV被害女性のうち約5割がどこにも相談していない状況でございまして、

これらの方々を相談窓口につなげるための情報発信が重要と考えております。

これまで、DV防止啓発パンフレットの配布ですとか、相談窓口案内カードをトイレの個室内に設置するなど、様々な機会、媒体を通して情報発信に取り組んでいるところでございます。

また、高校生を主人公とするDV相談促進動画を作成いたしまして、山梨公式YouTubeチャンネルにて発信するなどをしてございます。この動画は、自身が当事者だと気づいていない方ですとか、周囲の方々に気づきや被害者への共感を促す内容として、DV防止への機運醸成を図っております。

清水委員

潜在化する事案を顕在化するというのは、いろいろな形で創意工夫が必要だと思いますので、これからもいろいろと知恵を絞ってやっていっていただきたいと思います。

それで、その相談を法曹関係者や、あるいはいろいろな関係団体につなげて根絶に向けて取組をしていくと思うんですけれども、関係団体と今後どのように連携して進めていくのか、この辺のところをお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 DVというのは人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上では、本当に克服すべき重要な課題と認識しております。

委員の御指摘にありましたように、法曹関係者ですとか、被害者支援団体、また相談機関など、多様な主体と連携しながら取組を強力に推進していきたいと考えております。

(人口減少対策のマニフェストについて)

望月(大)委員 最初に、人口減少危機対策本部になると思います。人口減少対策のマニフェストというものを企業版でつくっていく、普及していくということを地元紙でも確認をしております。募集開始とありましたが、そのマニフェストの中身についてお伺いしたいと思います。

中嶋人口減少調査研究グループ人口減少調査監 マニフェストにつきましては、働き方改革や子育て支援策、これにつきまして、現在企業に取り組んでいるもの、または、今後取り組もうとしている人口減少対策を、各企業に分かりやすい形で取りまとめていただくものであります。

現在は、7月27日に行いました、やまなし人口減少危機突破共同宣言に御賛同いただきました企業や団体を中心に作成をお願いしているところであり、また、今後は働き方改革に取り組もうとしているそれ以外の企業へも、幅広く募集をしていきたいと考えております。

望月(大)委員 共同宣言した企業、その他の県内企業を巻き込んで、認識を統一にして、こういったことをしていくということは、大変素晴らしいと思います。この最終的な目的と、これをここにとどめず、周知も大変必要だと思いますけれども、周知も含めた今後の目的についてお伺いしたいと思います。

中嶋人口減少調査研究グループ人口減少調査監 まず、マニフェストを作成する目的についてお答えさせていただきます。

企業の取組を、一般の方も含めてですが、見える化することで、人口減少危機という喫緊の課題に対しまして、山梨県だけではなく、オール山梨で取り組んでいくという機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

もう一つ、マニフェストによる各社の取組自体を各社が逆に参考にさせていただいて、県内企業の働き方改革や人口減少対策の取組が広がっていく、そのような効果を期待しているところでもあります。

もう一つ、周知をどのように図っていくのかでございますが、お寄せいただいたマニフェストにつきましては、マニフェスト集という形で県のホームページで広く周知を図っていく予定でございます。

また、就職を控える学生さんたちは、会社の福利厚生を重視するという傾向にあると聞いております。こうしたデータを県内外の学生さんや、求職者の方々に対しましてデータとして提供していく予定であります。

こうした情報の提供によりまして、企業の魅力をPRする効果がありますし、企業の採用活動に少なからずメリットももたらすものでないかと考えております。

今後は、協力いただける企業にメリットを実感してもらえよう、順次、周知の方策につきまして検討してまいりたいと、現在、このように考えております。

望月（大）委員 ぜひ、オール山梨で進めていただきたいというふうをお願いいたします。

（旧国際交流センターの今後の方針について）

2つ目が、甲府市飯田にあります旧国際交流センターの庁舎の今後の方針についてお伺いしたいと思います。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 甲府市飯田にあります旧国際交流センターの利活用につきまして、庁内に照会をしたところ、申出がなかったところでございます。その後、所在地の甲府市に照会をいたしまして、そちらのほうでも利活用の意思がないということを確認いたしました。

現在、サウンディング型の市場調査、これは民間事業者との意見交換を通じて旧国際交流センターの有効活用策や土地・建物の売却を検討するというものでございますが、このサウンディング型の市場調査への参加者を募集している状況でございます。

望月（大）委員 先日、県内調査でも新たな国際交流センター、男女共同参画のぴゅあ総合に行ってみいました。すばらしい機能を持った施設がありますが、旧センターの利活用について、売却も含めての方針を聞きましたが、いい形で処分ができるようお願いしたいと思います。

（生成AIの導入について）

飯島（修）委員 何点かお伺いします。

まず、職員が使用できる生成AIが導入されたと聞いています。そもそも私はそういう分野に弱くて、ChatGPTなどいろいろあると思うのですが、そもそもその生成AIというものはどういうものか教えていただきたいと思います。

村上DX・情報政策推進統括官参事 生成AIといえますのは、様々ありますが、県で利用を開始したのがテキストの生成AIで、通常であればインターネットで検索してサイトの一覧が出てくる、その中から自らが見たいサイトを選ぶという形でインターネットの情報を検索するんですが、生成AIについては、こういうことが知りたいという質問をしますと、それに対して、インターネット等の膨大な情報から生成AI、人工知能が情報を集めて、文章として回答してくれる、そのようなサービスとなっております。

飯島（修）委員 先ほど私が申し上げたChatGPTと同じようなということで理解をしました。それで、業務改善につなげる方向だと思いますが、まだ始まったばかりなんですが、具体的に効果をどのように考えたらいいんでしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官参事 生成AIは、文書の作成や構成、要約といった目的に利用できるほか、アイデア出しでありますとか、ブレインストーミングなどにも活用できますので、業務の効率化でありますとか、よりよい施策の立案につながることを期待できると考えております。

飯島（修）委員 業務改善とか、政策のブラッシュアップにつながると伺いました。どうしてもこういうソフトの使用については、スキルについて個人差が出てくると思うんです。公平な等しいサービスというか、そういうのを提供するにも、その個人差がないほうがいいと思うんですけど、その辺の平均化するための施策みたいなのはあるんでしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官参事 生成AIは、先ほど委員御指摘のとおり、施策の立案や業務効率化にとっても有効なものではあるんですが、それを上手に活用するためには、知識やコツが必要となります。そのため、多くの職員が有効活用できますように、研修会を開催するとともに、上手に使うためのノウハウみたいなものを皆さんに情報共有していきたいと考えております。

飯島（修）委員 使いこなせば結果が出るということですので、その研修会もしっかりやって、結果を出していただきたいと思います。

（無人運転バスの導入について）

次に、無人運転バスの導入についてお伺いしたいと思います。いろんなところで公道で走る実験が行われているのを目にするんですけど、県では今どんな感じでしょうか。

鎌田リニア未来創造・推進グループリニア未来創造・推進監 委員御指摘のとおり、県内各地で、今、

令和5年12月定例会総務委員会会議録
市町村を中心に自動運転バスの実証が行われているのは承知しています。基本的には、交通政策の一部であると思いますので、まずは各市町村の交通政策上の必要性から、今問題になっている人手不足などの課題解決のために、そういった技術を使って解決していこうという市町村が取り組み始めたと理解しています。

県としては、そこへのアプローチは具体的には今現在しておりませんが、新しい技術の導入という意味で言うと、今後、いろいろな市町村の横展開も含めて、技術のよさとか、そういったものの啓発みたいなものは、少し考えていかなければいけないと考えております。

飯島（修）委員 今後、高齢化社会ですし、無人運転バスの需要が高まるというのは、認識は同じだと思うのですが、まだこれからの取組があるかと思うんですけど、やはり実用に向けては安全走行が第一だと思うんです。無人運転バスを製作する企業も、いろいろな車種がこれから出るかと思うんですけど、そんなことを考えると、ある程度の規制というものが必要かと思うのですが、それについてはどんなお考えでいるのでしょうか。

鎌田リニア未来創造・推進グループリニア未来創造・推進監 新たな技術の導入ですので、どんな技術を導入するに当たっても、初めてということであれば、もちろんこういう交通に関わるものであれば、安全面というのは一番気になる場所だと思います。その辺は国のほうでも、例えば、自動運転の事故の際に、責任の所在はどこだとか、保険の話もありますし、もちろんその前に、自動運転させるための道路交通法上の規制などもありますけれども、そこは国のほうでも今検討していますので、その動向を見ながら、併せて周知していければいいかと思っています。

飯島（修）委員 国の動向をもちろん気にして並行してやらなければいけないという案件があると思うんですけども、やはり観光立県の山梨としては、こういうものをいち早く導入するなりして、観光客がこういうのを利用して気持ちよく帰ってもらえるような施策がすぐできるような体制で、アンテナ高くやっていただきたいと要望して終わります。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 79 号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 80 号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 81 号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 84 号 山梨県職員給与条例等中改正の件

質疑

望月（大）委員 山梨県職員給与条例等の一部改正ですが、地方自治法の一部改正ということで、国の法改正でありますけれども、勤勉手当の支給を可能にするという説明が今ございました。

本会議の御答弁で、今、会計年度任用職員の数がどれだけ山梨県にいるかについては、2,300人余と確認をしましたが、それぞれの配置状況と山梨県として条例改正に伴う意義を確認したいと思います。

小澤総務部次長 配置状況につきましては、複雑化・多様化する行政需要に対応しつつ、効率的で質の高い行政の実現を図るため、全ての任命権者で会計年度任用職員を配置しているところでございます。

主なものでございますが、知事部局におきましては932名、教育委員会につきましては1,212名、警察本部には187名の会計年度任用職員を配置しているところでございます。

また、意義につきまして御質問がございました。会計年度任用職員につきましては、公務運営におきまして重要な役割を果たしていることを踏まえまして、当該職員の処遇につきまして適切な措置を講ずる必要があると考えておるところでございます。

令和2年度の会計年度任用職員の制度開始以来、期末手当の支給を可能とするなど、処遇の改善に取り組んできたところでございますが、今回御審議をいただいております条例改正案におきましては、勤勉手当の支給を可能とすることを目指すものでございまして、会計年度任用職員のさらなる処遇の改善に資するものであると考えているところでございます。

望月（大）委員 意義について、当然、私もこの条例改正は意義のあるものだと考えての質問でありますので、また、鋭意進めていただきたいと思います。

この条例改正で、勤勉手当が支給されることによる処遇改善がどれくらい行われるのか。会計年度任用職員の総数もあると思うのですが、対象者数も含め処遇改善はどれくらい図られるのかお伺いしたいと思います。

小澤総務部次長 まず、支給対象となる職員につきましては、既に支給を行っております期末手当の対象職員と同様に、任用期間が6月以上であり、かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である職員を対象とすることとしておりまして、全任命権者で約1,400名程度になるのではないかと考えております。

また、支給額につきましては、各職員の基準月額や1週間当たりの勤務時間数によって異なりますが、事務補助職で1週間当たり30時間の勤務の職員が満額支給された場合は、年額で約26万円程度が支給されると見込んでいるところでございます。

望月（大）委員 ありがとうございます。適切にこの支給が処理されることがまず重要であると思いますので、今後進めていただきたいと思います。

討論 なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 86 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

（ふるさと納税促進対策事業費について）

石原副委員長 総の5ページのふるさと納税促進対策事業費についてお伺いいたします。

今回、寄附者に対する特産品の贈呈等に要する費用を増額することですが、今年度のふるさと納税の寄附金の受入額は、昨年度に比べて減少する見込みであると聞いております。

そこでまず、今年度のふるさと納税の寄附金受入額について、これまでの実績と今後の見通しについてお伺いいたします。

三井資産活用課長 今年度4月から9月までの上半期の実績は、約1億8,000万円ございまして、昨年度の上半期の約3億7,000万円からは約1億9,000万円ほど減少してございます。

10月から3月の下半期ですが、例年12月に需要が高まり、上半期以上の寄附が行われる傾向にございますので、約3億6,000万円を見込んでございます。

そのため、上半期の実績と下半期の見込みを合わせまして、年間で約5億4,000万円を見込んでございますが、昨年度の実績6億6,000万円から約1億2,000万円減少する見込みでございます。

石原副委員長 約1億2,000万円減少するにもかかわらず、経費を増額する理由について、もう少し詳しく御説明いただければと思います。よろしくお伺いいたします。

三井資産活用課長 県では、令和4年11月に、県におけるふるさと納税返礼品の取扱方針を定めまして、シャインマスカットをはじめとする農畜水産物については、県ブランドに限定して取り扱うということといたしましたので、令和5年度の当初予算では、寄附金受入額を約4億3,000万円ということで大幅な減額を見込んでいましたが、当初の想定より減額幅がある程度抑えられる見込みがございますので、当初の想定よりも寄附金受入額の増加が見込まれることから、返礼品の代金、発送経費など寄附金に対して一定程度の割合で生じる経費を増額することとしたところでございます。

石原副委員長 先ほど、9月に駆け込み需要が発生したとの御説明をいただいたのですが、寄附金受

令和5年12月定例会総務委員会会議録
入額が当初の想定よりも増える要因について改めてお伺いいたします。

三井資産活用課長 先ほども説明させていただきましたが、寄附金の受入額の見込みですが、当初の約4億3,000万円に対して約5億4,000万円となっております。

この要因としましては、本年6月27日に総務省の告示が一部改正されまして、10月1日以降に地場産品の基準ですとか、経費の算定ルールが厳格化されたことによりまして、山梨県の返礼品では該当はないのですが、以前より多額の寄附をしないと同じ返礼品が受け取れなくなるというケースが発生することが予見されましたため、全国的な傾向としまして、9月に駆け込みの需要がございまして、本県においても寄附金の受入額が増加いたしました。

また、これまでさとふる1社で県の募集サイトを運用しておりましたが、さとふる納税の一層の拡大を図るために、10月31日から、楽天さとふる納税とさとふるチョイスの追加をございまして、募集サイト拡充による寄附金受入額の増加も見込んでいるところでございます。

石原副委員長 ふるさと納税は自主財源を確保するととても重要な手法だと思っております。昭和町でも、県からの補助金を頂きまして、一生懸命返礼品等の開発に努めているところですが、また引き続き県内の各市町村と連携を密にさせていただいて、さとふる納税の寄附金受入額の増加に向けて御尽力いただければと思います。

(訟務管理費及び債務負担行為について)

渡辺(淳)委員 課別説明書、総の6ページ、訟務管理費及び債務負担行為について何点かお伺いいたします。

まず、訟務管理費についてでありますけれども、先ほど御説明の中で、この295万2,000円につきましては、着手金2件、報酬金2件という詳細な説明がありました。そのうち、着手金の一つ、軽易な事件となったものが、この農業改良資金貸付金の返還請求についてのものだと理解しておりますけれども、私の記憶が確かであれば、訴訟代理人弁護士を選任及び報酬に関する指針が策定されて以降、初めて軽易な事件とした着手金が今回予算計上されていると思います。

そこで、改めて、どのような理由でこの農業貸付金の返還請求を軽易な事件としたのかお伺いしたいと思います。

岩間行政経営管理課長 農業改良資金貸付金の返還請求訴訟につきましては、契約書面等により、事実関係、法的解釈に争いが無いことが明らかであり、訴訟追行に係る弁護士の負担が軽いこと、軽易な事件と判断しました。

渡辺(淳)委員 分かりました。今後、せつかくつくった基準がありますので、その辺を適正に運用していただいて、それぞれに当てはめていただいて追行していただければと思います。

次に、今回の訟務管理費の中には、報酬金2件も含まれておりますけれども、その一方で、今さらではありますけれども、新たな2件の債務負担行為にも報酬金の規定があ

令和5年12月定例会総務委員会会議録
ります。報酬金については、さきの指針によりますと、経済的な利益が確保できた場合は着手金の倍額、できなかった場合は着手金と同額という形で規定をされているところ
であります。

ただ、裁判自体がどういう結末を迎えるのかについては、必ずしも全面勝訴、あるいは全面敗訴という形ではなく、途中で、今回の事案にも関係しますけれども、和解が成立して終結を迎える場合、あるいは判決に至った場合でも、請求の一部認容等の可能性が十分に考えられますけれども、そんな場合も含めて、この報酬金の算定の基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

岩間行政経営管理課長 報酬金の算定の考え方についてでございますが、まず、損害賠償請求事件のように経済的利益がある場合は、判決の確定により獲得できた金額の割合により算出いたします。例えば、通常の事件において100万円の経済的利益を見込んでいる訴訟で50万円の経済的利益しか得られなかった場合は、基礎額50万円にインセンティブ部分の50万円の2分の1の25万円を加え、報酬額は税抜きで75万円となります。

また、行政処分取消請求事件のように、金銭的な争いがなく、経済的利益の額を算定することが困難な場合は、原告が請求した項目に対し、県の主張が認められた項目の割合により算出いたします。例えば、原告の請求項目が4つあり、県の主張が2つ認容された場合は、先ほどの説明と同様、インセンティブ部分が2分の1となり、報酬額は75万円となります。

こうした運用については、旧日本弁護士連合会報酬等基準などに準じております。

渡辺（淳）委員 よく分かりました。基本的には旧日弁連報酬基準に従って県も運用をされていると、そういうことだと理解いたしました。

それでは改めて、今回の訟務管理費の報酬金2件のうち、最初に説明された飲酒運転に関するものは満額、報酬金として110万円お支払いになったという一方で、もう一個の清水県有地については、報酬金を減額されていると理解をしておりますけれども、恐らく、想定し得るに、和解の交渉の過程の中で、当初県が請求した損害賠償額が減額をされてこういった形になるかと推測もされますが、そこで、改めて、どのような根拠でこの報酬金が減額されたのかについて、最後にお伺いしたいと思います。

三井資産活用課長 本件訴訟の対象となりました清水県有地については、以前の借地人が破産したことから、借地人所有の建物が名古屋国税局によりまして公売に付されておりました。建物を競り落とした者と新たに借地契約を締結する場合には、以前の賃料を考慮しまして、約49万円で契約する旨を説明してまいりました。

公売の結果、中日商事株式会社が建物を競り落としましたが、49万円での契約締結を拒んだことから、同社を相手取って訴訟を提起いたしました。賃料の根拠としましては、弁護士の助言によりまして、不動産鑑定額である約65万円を採用させていただきました。

訴訟の提起後、相手方から契約締結の申込みがあったため和解交渉に入りましたが、賃料の決定については、県有地等の無償貸付等に係る事務処理要領によりまして、考慮

令和5年12月定例会総務委員会会議録
せざるを得ない事情がある場合には、固定資産税相当額を除く純賃料につきまして、不動産鑑定額から20%まで減額できるという規定がございます。本件につきましては、従前から相手方に49万円という金額を提示しておりましたこと、また、仮に純賃料の減額を行ったとしても、従前からの提示額を上回る額で契約が可能であること、さらに、和解交渉が決裂した場合には、県が勝訴しましても、相手方が建物、鉄骨造の300平米ほどの建物になりますが、その建物を解体せずに放置するおそれもあり、最悪の場合には県が自らの負担で解体せざるを得なくなるとの助言が弁護士からあったことも考慮しまして、最終的に、県有財産の継続的な有効活用を図るためにも、純賃料を減額した56万円で契約するとともに、損害賠償金を支払わせることとして和解に至ったものでございます。

(人事給与福利厚生システム改修事業費について)

清水委員 一点、御説明をお願いしたいんですけど、総の4の給与管理費の3,544万1,000円。これは会計年度任用職員に対するシステムの変更だと認識していますが、改修というので3,500万円というのはよく理解できないんですけど、どういう内容でしょうか。

小澤総務部次長 先ほど、予算の説明で、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関するものなどにつきまして改修を行うものということで御説明させていただきましたが、大きく分けまして2つの改修を行う予定でございます。一つは、今申しました、勤勉手当の支給が行えるようシステムの改修を行うもの。今現在、勤勉手当の支給につきまして、あるいはそのほかの手当等も含めまして、会計年度任用職員に関しましては、給与システムが対応していないものですから、大がかりな改修になってしまうということでございます。

もう一つは、勤勉手当以外にも、今後発生する可能性のある給与計算等にも活用できるように改修を行うというものでございまして、その2つの改修を合わせまして3,544万1,000円ということになっております。

清水委員 会計年度任用職員の手当という枠が1つ増えたから、従来のシステムがそのままその枠の拡大でという話ではないということですか。全く新しいプログラムが発生するということですか。

小澤総務部次長 勤勉手当自体が、期末手当と制度的に似通ってはいるのですが、支給の月数であったり、あるいは対象の職員であったり、若干異なりますので、全く新たなものを追加するというようなイメージでいただければと思いますし、また、そのほかにも、今後、先ほど申しましたように、発生する可能性があります新たな手当や給与の計算事務などにつきまして、機能を備えるという意味で今回改修を行うというものでございます。

清水委員 会計年度任用職員用の新規プログラムという意味でよろしいですか。

小澤総務部次長 会計年度任用職員の報酬等につきましては、既に現在あるシステムがございますので、

あくまでもそれを改修すると。それに、勤勉手当等の支給の事務を行えるような機能を追加する改修事業ということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 88 号 令和5年度山梨県集中管理特別会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 98 号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5-8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

意見

渡辺（淳）委員 それでは、請願第5-8号、ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて、継続審査とすべきとの立場から意見を申し上げます。

まず、ガソリン税についてですが、政府は、燃料価格の激変緩和策として、燃料価格激変緩和対策事業補助金等を継続し、国民の負担軽減に努めております。

次に、消費税についてであります。景気の変化に左右されにくい安定的な財源であ

令和5年12月定例会総務委員会会議録
り、本県における地方消費税は、法人二税、個人県民税に次ぐ、基幹税目の一つとなつております。また、市町村にとっても貴重な財源となっております。

最後に、インボイス制度についてですが、軽減税率が導入される中で、取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入された制度であります。なお、支払った消費税が、一定程度、仕入税額控除できる経過措置や課税事業者に転換する免税事業者の税負担を軽減するなど、事業者に配慮した措置が設けられております。

こうした状況を踏まえ、引き続き、国の動向を注視しながら、慎重に判断する必要があると考えます。

したがって、本請願は、継続審査すべきものであると申し述べます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(ふるさと納税の返礼品に係る協議会の立ち上げについて)

飯島（修）委員 ふるさと納税の返礼品の粗悪品という、ちょっとした事故があったと思いますが、それに対応して、協議会を立ち上げると承知していますが、その協議会はもう立ち上がったんですか。

栗田市町村課長 協議会の設置につきましては、所管する農政部において準備を進めていると聞いてはおりますが、所管外の総務部としては、詳細については承知しておりませんで、今の質問に対してお答えすることはできない状況でございます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県内調査を2月上旬に実施することとし、詳細については後日通知することとした。
- ・本委員会が11月9日（木）に実施した県内調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。

以 上

総務委員長 桐原 正仁